

中世初期における隣人意識とその変遷について

坂 田 正 二

目 次

第1章	問題提起
第2章	「キルペリクス勅令」における vicini の解釈について ——学界動向に代えて——
第3章	「フランク史十巻」における隣人関係 (vicini, pagenses, amicitia, socii) について
第4章	「伝フレデガリウス年代記」における 隣人関係 (pagenses, amicitia socii) について
第5章	おわりに

第1章 問題提起

「古代世界の没落から中世初期にいたる時代は、歴史的にみて、あらゆる側面に革命的変動を経験した時代である」¹⁾と主張されることは多いのであるが、その実体を追跡し、論証し、確定し、整理することはかなり困難な課題²⁾であると言わざるを得ない。

例えば、政治権力の変質のプロセスを追求するという角度に問題をしばって考えてみたとき、古代末期から中世初期にいたる移行の混乱

状態の中から、次第に形体を具現していった、いわゆる中世貴族制の成立の諸問題にしても、その基本的構想については異論の余地はほとんどないのであるが、その論証の方法として、その萌芽期を確認し、成長のプロセスを追求することは容易なことではないのである。³⁾しかも、この研究における目下の関心は、昨今多くの研究者によってなされている貴族制の研究そのものにあるのではない。もちろん、貴族制度が、中世社会形成の重要な要因であることは、十分認めているのであり、⁴⁾中世全体を通して貴族制を捨象して、中世史を考えることはできないことは、すでに承知していることである。生産の面においても、消費生活の具体的形態においても、政治権力・宗教界・文化的活動の諸分野においても、貴族制度は極めて重要な役割を担っていたのである。⁵⁾

しかし、それにもかかわらず、今、私の想定している問題は、その強力な貴族支配の体制を支えている、いわば被支配者の階層が、貴族制成立の時点において、どのような動きを見せて

1) あらゆる論著において、ほとんど共通に主張されているところであり、今は、代表的著書を挙げるにとどめたい。

A. Dopsch, *Wirtschaftliche und soziale Grundlagen der europäischen Kulturentwicklung I. Teil*, 2. Aufl., 1922, S. VII-VIII.

H. Dannenbauer, *Grundlagen der mittelalterlichen Welt*, 1958, S. 12.

2) R. Latouche のいうように、「記録映画のように、資料が残されていることはない」のは歴史研究として当然であるとは言え、この時代は、あまりにも史料が少ない。したがって、Latouche は、遺跡の発掘に従事し、叙述史料をできるだけ用いないようにして、a truly realistic picture を描き出そうと試みているのである。Les origines de l'Economie Occidentale, 1956, Trans. by E. M. Wilkinson, *The Birth of western economy — Economic aspects of the dark age*, 1961.

3) H. Dannenbauer, *Adel, Burg un Herrschaft bei den Germanen*. 1941 (in *Grundlagen der m. a. Welt*), O. Brunner, Land und Herrschaft. 1943.

4) 拙著「Historia Francorum における貴族制の支配について」*広島大, 文学部紀要*, 18号, 1960。「フレデガリウス年代記における貴族制の発展について」*広島大, 文学部紀要*, 21号, 1962, などの一連の論文において、初期中世の貴族制の成立の問題を扱ってきた。

5) J. Böhler, *Die Kultur des Mittelalters*, 1954, S. 162 ff.

いるのであろうかという問題である。古代末期から中世初期にかけて、社会のすべての部門において再編成・再構成の歴史的的努力が払われているとき、強力な貴族権力のもとに吸収され、組織されていく農民・市民の具体的様相は、欧米の史学界で順次明らかにされているとはいえず、⁶⁾ その農民組織と貴族支配体制の関係、これを成立期の問題に限って言えば、貴族制成立におよぼした農民の組織の影響とか、その逆の農村共同体成立におよぼした貴族の動向に関する課題は、今日までに十分な解明がなされているとはいいがたいものがあると思われるのである。だが、この問題が未解決のままであることの一半の責任は、史料・文献の極めて乏しいという客観的条件によるものと言えよう。叙述史料の不足を補うため、昨今各種の努力が払われていることも周知のことである。⁷⁾ これらのことから、想定される問題について、直接明快な解答を与えることは、まず断念しなければならないのである。

そこで、やや視角を移動させて、当時の隣人関係あるいは仲間関係というような社会の諸関係を史料の吟味を通して発見し、その中に上からの権力行使に対する抵抗の組織の様態、抵抗それ自体の意識のあり方について考察し、非貴族的・反貴族的動向を探知してみたいのである。しかし、このように考えることが許されたとしても、なお史料によって直接的な解答を与えることはほとんどできないのが実情である。抵抗の組織として直接史料に登場することは全く見られないと言っても良い。あるいは、このことは史料が常に聖俗貴族側の手によって作られたものしか残り得ないという別の表現を用いても良いかも知れない。したがって、さらに試みたの

が、従来はその表現の解釈をただ単に辞書的な概念にとどめていたものに対し、周囲の諸事情を勘案しながら社会の諸組織を想定して行くという、いわば史料の Umdeutung の問題である。

成長期にある貴族権力の実態を見るためにも、それに抵抗する組織との対応の諸関係を見なければならない。しかし、それを直接指摘することが不可能であれば、たとえ迂遠な間接的な証明の方法でもとらざるを得ないであろう。つまり、多くの大胆な仮説を重ねながらも、なおこの問題に執着せざるを得ないのは、変遷しつつある時代の権力組織に対応している「生活を守るための自己防衛組織としての共同組織」というものの歴史的意義を考えざるを得ないからであり、潜在的な、研究者にとっては多くの困難を予想させる組織ではあるが、歴史形成的作用を微弱ながらも含んでいるのではないかと思うからである。この社会的諸関係を、本論においては隣人関係、隣人意識というように表現することにし、以下その諸形態を史料の中で採り出してみたい。

この「隣人組織」の変遷をたどるために、時代的設定としては、古代より中世への過渡期——それは、別の意味ではもっとも混乱した時代であるが——として5～6世紀を考え、中世初期として6～9世紀を置いているのであり、⁸⁾ このおのおのの時代にもっとも典型的と思われる史料から事例の検討にはいたいのである。

なお、用いる史料は、M. G. H. に所収のものを中心としており、勅令集 (capitularia) 著作集 (scriptores) 中の同時代に関係するものを管見したのである。⁹⁾ これらの史料はその時代の歴史研究にとって基本的なものであるということとは言えると思うが、すべてであるとは言

6) Die Anfänge der Landgemeinde Bd. I. II. hrsg. v. Th. Mayer, 1964.

7) 増田四郎、西洋封建社会成立期の研究、昭34、420頁以下参照。

8) この時代区分については、拙著「初期中世における歴史叙述の一考察—フランクの歴史十巻と伝フレデガリウス年代記の比較研究—」史学研究、92号参照のこと。

9) Monumenta Germaniae Historica, Capitularia regum Francorum, Tomus I, 1883.

Monumenta Germaniae Historica, Scriptores rerum Merovingicarum, Tomus I (Gregorii episcopi Turonensis. Historiarum Libri Decem), Tomus II (Fredegarii et aliorum chronica) 1888.

えない。したがってそこから得られる結論も、決して最終的なものでなく、あくまでも試論の域を脱し得ないのであるが、とりあえずの成果として報告しておきたいのである。

第2章 「キルペリクス勅令」における vicini の解釈について

—学界動向に代えて—

ヨーロッパ社会において、紀元5～6世紀という時代は、その後のヨーロッパの運命を決定づけた極めて重要な時期であり、新しい社会・新しい時代を準備するための混乱の時代であった。

この時代の隣人関係は、一体どのようなものであったか。その全貌については知ることはできないとしても、今、代表的事例として取り上げたいのは、メロヴィンガ王朝の中で有名な国王のひとりであるキルペリクス¹⁾によって発せられた勅令 *Chilperici edictum 561—584* 中の *vicini* の解釈である。これは、いわば、初期中世史の研究史上、謎の一つとされているものがあるが、当時の隣人関係の解明のためにはどうしても通過しなければならない関門であろう。

まず、問題の章の引用とその解釈から論を進めて行きたい。

c. 3. Simili modo placuit atque convenit, ut si quicumque *vicinos* habens aut filios post obitum suum superstitus fuerit, quamdiu filii advixerint, terra habeant, sicut et lex Salica habet. Et si subito filios defuncti fuerint, filia simili modo accipiant terras ipsas, sicut et filii si sive fuissent aut habuissent. Et si movitur, frater alter superstitus fuerit, frater terras

accipiant, non *vicini*. Et subito frater moriens frater non derelinquerit superstitem; tunc soror ad terra ipsa accedat possidenda.

(イタリックは筆者による)

〔試訳〕 (前条と) 同様に次のように協議し、決定した。すなわち、隣人を持てる誰かが、かれの死後、子供たちか娘たちが生き残れる限り息子たちの生存期間は、土地を所有するものとする。これはサリカ法の定めるところでもある。²⁾ しかし、突如、息子たちが殺害されたときには、娘たち (=被害者の姉妹) が、息子たち (=被害者) が生前に持ちたるものと同様に、その土地を継承するものとする。もし、その娘たちも死んだときには、(死者の) 兄弟 (=子供から言えば叔伯父) が生存するかぎり、兄弟が土地を継承するのであって、隣人ではない。さらに、突然にこの兄弟も死んで、生存している兄弟がいなくときには (死者の) 姉妹 (=子供から言えば叔伯母) が所有すべき土地を継承するものとする。
〔()内は筆者挿入〕

農業に経済の基盤をおいている初期中世社会において、土地所有権の移行の問題は、権力形成期の豪族の間において基本的課題であったということは多言を要しないが、この条文の要旨は、土地相続権が、第一に息子たち、第二に娘たち、第三に父の兄弟、第四に父の姉妹、さらに文意から推して、第五に隣人という順序で相続されるということを定めるということである。これは、従来は、父から息子たちへ、次い

1) *Historia Francorum* を叙述した Tours の司教 Gregorius に言わせれば、“現代のネロ *Nero nostri temporis*” (VI. 46) と非難しているが、他面では実行力豊かな国王でもあった。

この勅令の概要を言えば、メロヴィンガ分国領と関係なく遺産の継承が行なわれること (C.1.2)、隣人相続権について (C.3) —本章で扱っている部分、*leudes* (家臣) の世襲性について (C.4) 裁判出頭義務について (C.10) などが定められている。

2) C.59.5. 「土地についてはただしいかなる相続財産も婦女に帰属すべからずして、男性、兄弟なるものにすべての土地は帰属すべし」 (久保正幡氏訳) つまり、キルペリクス勅令においては—サリカ法よりも数十年おくらせているのであるが—土地相続権の範囲が大きく拡大しているのである。

では隣人であったものを、血縁に対する相続権を大はばに拡大したものに他ならないのである。元来サリカ法によれば、土地相続権は息子たちに限られていたものであった。なお、付言すれば、この隣人 vicini は裁判のときに証人³⁾になるものでもあった。

この時代の法令集をみても、隣人相続権について規定されたものは、この部分が唯一のものである。なお、この史料は、サリカ法典の新移住者に対する拒否権の規定⁴⁾と並んで、いわゆる古典学説でいうところの Markgenossenschaft の残存形態と考えられ、その有力な根拠であったことは周知のことであろう。⁵⁾そして、596年にキルデベルトス二世の勅令⁶⁾によって孫にまで相続権が拡大され、隣人相続権が、事実上姿を消すまで、マルク団体としての隣人相続が意味を持ち続けたと主張していたのである。

しかし、この古典学説で言うマルク団体説が批判にさらされ、ほとんど無意味なものとなった現在では、当然、vicini の問題とも解釈がえがなされねばならなかった。例えば、代表的に、A. Dopsch を見れば⁷⁾隣人相続権はゲルマン的慣習の残存形態ではなく、ローマ的遺制の一つであり、メロヴィング時代、新しくゲルマン社会に取り入れられたものであると言う。この点は、テオドシウス法典でもある程度確認しうるところである。しかし、それが、たとえローマ的遺制としてであっても、6世紀中葉に、歴史的な実効を持ち得た意味を二つの面

から考えている。第一には、大土地所有者が、この隣人相続権を利用し、さらに大きな所有地を獲得するのを目的としていたのではないかという考え方、第二の見方は、vicini は具体的には指示できないけれども隷属民と考え、負担の平等化を求め、隷属民ながらも守るべき権利の共同防衛を行なおうとして、社会的経済的地位の改善を共通目標とする団体が、生活共同体として、相続権までも分有するにいたったという考え方を示しているのである。

このような意義を持つ隣人相続権に対して制限を試みるキルペリスキス勅令の持つ歴史的意義については、王権と競争関係にある貴族権力が、土地兼併を進めるのをみて、王権の側からの妨害の意図を含むものと答えているのである。

これらの論旨をたどることによって、Dopsch 自体の中にある問題点も次第に明らかになってくるであろう。すなわち、一つは Dopsch の前提とする王権と貴族権の競合関係ということが果して妥当な前提であるのかどうかという問題と、今一つの疑問点は、隷属民の共同体として vicini をとらえた場合、勅令の定める隣人相続権制限の意義についての説明が保留されたままであるという二つの点である。

まず、第一の点であるが、メロヴィング時代の混乱した政情を、王権と貴族権の対立・抗争という前提で認識するのは、危険な見解ではあるまいか。王権も、本質的には貴族権の中の primus inter pares にすぎず、⁸⁾両者の間の

3) C.10, Si quis causam mallare debet et sic ante vicinas causam suam notam faciat …… 証人については、別に考慮する必要のある重要な問題である。

4) Lex Salica, C. 45, (久保正幡氏訳)

「誰かが村内の他人の許に移住せんと欲し、その村内に居住する者の1人ないしは幾人かが彼を収容せんと欲したる場合に、もしも1人に対しても反対する者存するときは、そこに移住するの許可を有せざるべし。」

5) 古典学説の代表的見解としては、Schröder-Künßberg, Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, 1922, 6. Aufl. をあげるにとどめたい。S. 61, 224ff. 227, usw. などにおいて、vicini = Gemeindeglieder = Nachbar という考察がすすめられている。

6) Childeberti secundi Decretio (596, Feb, 29) C.1. (M. G. H. .cap. r. Franc. Tom. I.) ……ut nepotes ex filio vel ex filia ad avaticas res cum avunculos vel amitas sic venirent, tamquam si pater aut mater vivi fuissent, ……息子や娘たちから生まれた孫は、祖母の財産に対して、伯父(母方)や伯母(母方)とともに、父母が生存していたときと同様に、相続権を有する。

7) A. Dopsch, a. a. O., Bd. 1, S. 86, 93, 211, 232, 273, 324, 344, 363, 389.

質的相違を指摘するのは困難なのではないであろうか。とすると、Dopsch の第一の構想は、自己矛盾におちいるのは論理の当然の帰結である。

かくして、改めて、勅令の意味を再検討する必要が生じてくるのである。この再検討の方向も、やはり二つの可能性が考えられるのではあるまいか。

一つは、王権を含めた貴族権力自体が、家系を中心とした相続権の安定化の努力をしているということ、別言すれば、すでにある程度旧ローマ領内において、土地の分割占有が進み、権力の相対的安定化の方向に進みつつあるのではないかということが考えられるということである。

今一の可能性は、vicini を隷属民として考えた場合、その自己防衛的団体としてのこの抵抗力を分断し、成長する貴族権力の安定化のために、団体としての結合の紐帯である隣人相続権を弱体化し、やがて否認にいたるという考え方である。

この二つの論証の可能性のうち、前者は本論文に関する限り視界の外にあるものと言えるので、問題は後者にしばられてくるであろう。

最近、F. Beyerle が „Das legislative Werk Chilperichs I“⁸⁾ という論文において、この vicini の問題に触れている部分があるが、その大意は次のようである。隣人相続権がこの勅令

にしか見られないということは、ゲルマン的慣習ではなく、むしろ6世紀後半という特殊な状況の中から考えなければならないと言い、その特殊な条件というものに数的に圧倒的多数であるローマ遺民の中に、フランク族が移住・定着するということであると言う。その数的に劣勢なフランク族内部で強化された Geburschaft=Nachbarschaft (=vicini) において、初めて、隣人相続という特殊な慣行が生じてきたと考えるのである。そして、ローマ遺民に対抗する団体・組織であった vicini が、6世紀後半になり、次第にフランク族の地位自体が安定期に達したとき、フランク族の中で形成されつつあるメロヴィング王権あるいはメロヴィング貴族権力自体に対する拘束的な作用あるいはより積極的に抵抗的作用を持ち始めたのではないかと推定しているのである。支配権力が不安定なときには必要であったものが、相対的に安定し始めたとき(絶対的に安定したわけではない)、次第に負担となり、やがてその組織の分裂をめざして、結合の紐帯であった隣人相続権を規制する法令が貴族全体の意志において公布されたとみているのである。原理的に説明すれば、Nachbarschaft と Hausherrschaft¹⁰⁾ との間に競合関係が生じ(Königtum と Adelsherrschaft との競合関係ではない)、Nachbarschaft を制限することによって、Hausherrschaft の強化を計るべく、隣人相続権が制約されていったということである。

以上のように、キルペリクス勅令の vicini

8) H. Dannenbauer の言うところの「中世世界は貴族制世界である—— Die Welt des Mittelalters ist eine aristokratische Welt.」という言葉は、十分味わって読まねばなるまい。

ders, Adel, Burg und Herrschaft bei den Germanen, Hirtorisches Jahrbuch, Bd. 61, S. 1—50 (in, „Grundlagen der Mittelaelterlichen Welt“ S.121.)

拙著, 「Historia Francorum における貴族支配について」「フレデガリウス年代記における貴族制の発展について」「初期中世における歴史叙述の一考察, 「フランクの歴史十巻」と「伝フレデガリウス年代記」の比較研究」参照

これらの論作は、いずれも、この共通した考え方を基礎として展開されたものである。したがって、史学雑誌「1965年の回顧を展望」で拙作に与えられた批判(史学史的研究と貴族制発展の論旨がうまかみ合わないという批判)は必ずしも、当を得たものとは思われないのである。

9) F. Beyerle, Das legislative Werk Chilperichs I, Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung, 78, S.1—38, 1961.

10) Vgl., O. Brunner, Land und Herrschaft, 1943, S. 292 f.

をめぐる古典学説とそれに対するドプシュによる批判,そして,さらに,最近の貴族制研究を足場としたF.バイヤーレの再批判と,学界のおおよその動向をたどってみたが,F.バイヤーレの所説のうち *vicini* が初めは旧ローマ遺民に対する抵抗組織であったものが,支配者・被支配者間の対抗関係,いや,貴族に対する隷属民の抵抗の組織に転化するという極めて重要な興味深い仮説が立てられているのである。しかも,それは,極めて重要な前提であるにもかかわらず,やや論証不足の点を残すものとも言もわざるを得ないのである。F. Beyerle の所論の全体としての意図は十分納得できるのであるが,その論旨の重要な前提についての証明力の不十分さを感じるのである。以下の論証において,この不十分さが,多少でも充足されれば幸いである。

第3章 「フランク史十巻」における隣人関係 (*vicini, pagenses, amicitia, socii*) について

本章においては,F.バイヤーレによって仮定された「隣人組織の抵抗組織への移行」の可能性について,*vicini* それ自体の検討と,隣人組織一般に拡大して考察した場合とに分けて論証してみたい。別言すれば,*vicini* は同時代人にとって,いかなる意味をもって用いられていたかということの検討の問題と隣人組織を内容としていると推定される言語 (*pagenses, amicitia, socii*) が,それぞれどのような意味で用いられているかという問題について検討を加えてみたいのである。

中世初期という時代について,同時代を述叙した唯一の歴史書とも言うべき Gregor von Tours の *Historia Francorum* (以下「フラン

ク史」と略称する)の中で,*vicini* はどのような用いられているであろうか。

第1例(フランク史,第3巻,第15章)530年頃
……in hac die *vicini* atque parentes
mei invitabuntur in domo mea……

〔試訳〕……この日,わが隣人と親族は,わが家に招かれるであろう……

この章の前後の関係から言って,この招宴の主人は,トリエル地方のフランクの貴族の一人であって,国政に大きな発言力を持ち,多くの所領と奴隷を保持していたことが知られる。¹⁾そして,家 (*domus*) という家族形体の外に住む隣人 (*vicini*) と親族 (*parentes*) を大宴会に招待して,自らの勢威の象徴にしたいと思っていることが知られるのである。これらのことから,つぎのことが言われると思うのである。すなわち,共に食卓をかこむということの持っている当時の社会の慣習²⁾からみて,*vicini* は身分的にフランク貴族と類似の位置にあり,しかも, *parentes* と同格に扱われても決して不自然でないことも,また,十分理解できるのである。*parentes* という血縁関係が中世初期において,極めて高い意味を持っていたのは多言を要しないとしても,それと同様の意義を,*vicini* も担っていたのではないか,*vicini* という地縁的社会集団が, *parentes* という血縁的關係と,密接な関係をもって史料に登場するということは,深い関心と呼びおこすのである。

第2例(フランク史,第7巻,21章)584年
……Duo, qui mulas diripiebant, ad
domum *vicini* cuiusdam accedentes,
potum rogare coeperunt. Cumque ille

1) このⅢ.15は,フランク分国王(Theudericus et Childeberthus)の間の平和条約の履行の保証をして貴族相互間で人質の交換をする慣習があり,(もし,協定が破られたときは,その人質は国家奴隷[*ad publicum servitium mancipatu*]に転落し,有力貴族間で分配されるものである。)協定が破られ,その一人がローマ系セナトル貴族の子供であったため,フランク貴族から買い戻そうとしたが失敗し,一策を案じて救出するという章である。このフランク人の貴族は,セナトル貴族からは *barbares* と呼ばれているのであるが,相当の実力者であり,その實力誇示のため,王宮において行なわれるような宴席を設け,そこに *vicini* や *parentes* を招いているのである。

2) 例えば, Tacitus, *Germania*, C. 21.22などを参照すれば明らかであろう。

se habere negarit, elevatis lanceis ut eum transfoderent, hic extracto gladio utrumque perfodit, cecideruntque ambo et mortui sunt; iumenta tamen sancti Martini reddita sunt.

〔試訳〕 ラバを盗んだ二人は、その隣人の家に近ずき、何が飲みものを求めた。隣人が、飲みものはないと言ったので、槍を振りかざし、かれを突き殺そうとした。そこで隣人は剣を抜き、二人を切り倒し、かれは間もなく死んだ。（聖マルチヌス教会から盗まれた）家畜は再び教会に返還された。〔（ ）内は筆者挿入〕

この章でいう vicini は教会の隣人であり、教会に所属する家畜を盗んだ犯人を殺して奪還し、再び教会に返還するという意味のところであるから、確かに、キリスト教思想で言うところの「隣人愛」の持ち主としての教会の「となりびと」であるかも知れないのである。つまり、俗人同志の隣人関係でない要素も確かに含まれているのである。しかし、この第7巻21章の全体をみると、この関係は、単なる盗難事件でないことが明らかとなるであろう。つまり、ツールの聖マルチヌス教会は、グントラムヌス分国王と敵対関係にある Eberulfus が、Asyl を求めて逃げこんでいるとき、国王といえども、教会内に逃げこんだ犯人を逮捕することができないため、教会を包囲する作戦に出て、オルレアン地方の軍とブローア地方の軍隊が交代で教会を監視していたのである。この軍隊が、数々の悪行を Tours 市民および教会に加え、Tours 市民は大変な被害をうけたのであるが、それに対するレジスタンスとして、一市民が立ち上ったという記事なのである。つまり、教会・市民の両者が、ともに Guntramnus 分国王

の軍隊の掠奪のため大被害をうけているとき、教会財産を守るために自らの生命の危険をも顧みず、武器をとって包囲軍の二人を殺害したのである。そのレジスタンスの市民について vicini（隣人）と呼んでいるのであるから、単に宗教的な隣人愛思想だけでないもの、すなわち国王の悪政に対する教会と市民の間の共同防衛的なもの、権力に対する抵抗的な内容をもっているものと考えられるのである。

第3例（フランク史、第8巻、第16章）585年
……Alius simili modo cum de incendiis domus vicini sui argueritur, ait : „Vadam ad templum sancti Martini, fide data, insons redditurus ero ab hoc crimine.“

〔試訳〕 あの方が次のように言った、かれが、かれの隣人の家に放火したと疑われたとき「私は聖マルチヌス教会に行き宣誓によって、この嫌疑を解くであろう。」……

この章は、聖マルチヌス教会の数々の奇蹟について述べているところであるが、隣家に対する放火事件を偽証によって逃げようとしたものが、神の怒りをうけ、路上で炎につつまれて焼死するという神の奇蹟について記述されている章である。

放火について、ゲルマン部族法典以降多くの規定があるが、³⁾ 特に隣人に対する放火について定めたものは見あたらないのである。しかし、教会に持ちこまれたということが、すでに事件の異常な重大さを示すのである。つまり、隣人相互間では放火事件というもの存在し得ない犯罪であるという意識から何の規定も存在せず、同時に、万一生じた場合極めて重大な隣人に対する背信行為として教会に持ちこまれ、

3) 放火について、サリカ法典第16章、リプアリア法典第17章、バイエルン法典第10章にそれぞれ規定があるが、いずれも死刑を課したものはない。また、特に隣人に放火した場合の特別の規定もみあたらない。

ただし、ザクセン法典（Lex Saxonum）第38章には、いかなる場合の放火も、死刑という規定がある。しかし、この法典は、カロリング・フランクのザクセン支配のための弾圧立法であるという特殊な事情を考え合わせる必要があると思う。

裁判されたのであるが、さらに偽証という背信行為が重なったため、死をもってあがなわれたわけである。

このように、「フランク史」を見たときに、vicini の持つ意味は、parentes と同義にみられたり、教会と市民の連帯意識を想定させたり、隣人に対する犯罪が、一般の犯罪よりも高次の犯罪となるという事例をあげることができた。つまり、vicini に関して、何か特有の社会関係が、当時意識されていたということは指摘できると思うのである。しかし、これだけでは、F. Beyerle の言うような、Hausherrschaft の進展、すなわち「家」を中核とした権力構造の確立と、それに対抗し、その進展を阻もうとする社会組織としての vicini の意味はでてこないのであり、同時に、私の仮説するところの権力に抵抗し、自らの存立を全うしようとする社会組織が実在していたという史実を提供することはできないのである。

そこで、形成されつつある支配権力に対応して、同時に形成されているに違いない自衛的作用については、vicini をはなれて、別の角度から検討を加えなければならないということになるであろう。今、問題解決のための手がかりとして取り上げてみたいのが、pagenses, amicitia, socii という三種の表現である。これらは、いずれも、極めて一般的な普通名詞であり、村人、友愛、仲間という意味であって、特に団体、組織を表現するために特別に用いられた言葉ではないかも知れない。⁴⁾ そのために、今までは、あまり注目されずに読みすごされてしまっていたようである。事実、「フランク史」を通読して、これらの言葉が、極めて一般的に普通名詞として用いられている事例がない

ことはないのである。しかし、前後の文脈から考え合わせてみるとこれらのものの中に、単に、普通名詞として処理できないもの、何らかの組織、あるいは社会的紐帯、特に権力に対する抵抗の紐帯を意味させて用いられているものと考えられる場合も存在するようである。

まず、pagenses から取りあげてみたい。もともと pagenses という語は、「pagus の人」という意味であって、pagus という語に「村」という意味を与えれば村人であり、古く G. Waitz が考えたように pagus=Gau=Grafschaft と考えれば、⁵⁾ pagenses はグラーフ領内の被支配者ということになってくるのである。しかし、「フランク史」を綿密に読んで行くと単純にそれだけにとどまらない場合があるようである。

以下、「フランク史」をみて、pagenses の用例を考えてみよう。

第1例 (フランク史、第7巻、第47章) 585年
Sicharius,……dum ad natalis dominici
solemnia apud Montalomaginsim vicum
cum Austrighyselo reliquosque *pagenses*
caelebraret, ………

[試訳] シカリウスは主の生誕の祭をマントラン村においてアウストリギセルスや pagenses と一緒に祝った……

この引用だけでは理解しにくいので、前後の関係を略述すると、Tours 市民の間で深刻な内乱がおこり、初め市民裁判所で⁶⁾ (in iudicio civium) 調停が試みられたが、両者ともに満足せず、フェーデが繰り返されたため、Tours

4) 8～9世紀のザクセン地方に関する勅令、法典 (Lex Saxonum, Capitulatio de partibus Saxoniae, Capitulare Saxonicum) においては、pagenses は、ザクセン人のフランク支配に対抗する自衛組織の意味を持っている。

5) G. Waitz, Deutsche Verfassungsgeschichte. 1882. 2.Bd. I. Abt., S 406f.

6) “iudicio civium” を Buchner は訳書の注において、これは明らかに「Grafengericht」であり、市民は、それに参加しただけである」と言うが疑問である。純粹に市民相互のフェーデのために、市民による裁判組織が全く存在し得ないとは言えないと思う。Vgl. Gregor von Tours, Zehn Bücher Gerichten. (Auf Grund der Übersetzung W. Giesebrechts neubearbeitet von R. Buchner) Bd. II., S.154, Anm. 1.

の司教 Gregorius が, iudex (=Graf) と協力して和解に成功したというものである。このフェーデに関係した両者の構成員を分類してみると次のようになる。

Sicharius 側 Audin (Freund)
puer (Knecht)
armatis vivis (die Bewaffnete)
amici (Gefolgsleute)
reliquorum, qui participes
(=pagenses)
Austregiselus 側 Auno (Freund)
Eberulfus (parentes)
servis (Knecht)
amicus (Gefolgsleute)

すなわち、当時のフェーデには、有力な友人、親族の応援のもとに puer, servis というような家内奴隷, amici というような主従関係に立つ家臣を含めた意味での Hausgemeinschaft (domus omnes) の総力を挙げての戦いであった。これは通説の言うところと全く一致するのであるが、今、注意したいのは、Sicharius 側で広義の domus に属さないが villa には属している他の domus のもの (domus omnes tam Sichari quam *reliquorum, qui participes huius villae erant*) がいることを知るのである。この名付けることのむつかしい人人が存在するがとが知られ、これを前後から考えて pagenses であろうと思われるものである。招かれてクリスマスをともに祝う関係のものであるし、また、ひとたびフェーデが発生すると地縁的關係から (血縁關係でなく、主従關係でなく) 生命財産を危険にさらして参加する組織であろうことが推察されるのである。

第2例 (フランク史, 第8巻, 第18章) 585年
……Nam Wintrio dux, a *paginsibus suis* depulsus, ducatum caruit, …… sed postea, pacatum populum, ducatum recepit.

〔試訳〕 Wintrio 伯は pagenses の反乱によって追われ、伯爵位を失った……しかし、後になって、人民は平静となり、旧位を恢

復した。

この記述は説明を要しないほど明らかであるように、官職貴族の支配に不満を持ったパゲンセスによって官職貴族が追放されたという記述であるが、問題は、反乱し、国王支配に抵抗するときには pagenses と呼ばれ、平静になったときには populus という表現に変わっているということである。これは、単なるレトリックをして見のがすことのできない何かがあるように思われてならない。

第3例 (フランク史, 第10巻, 第9章) 590年
……Quo recedente, et Regalis episcopus cum clericis et *paginsibus urbis* suae similia sacramenta dedit,……
〔試訳〕 かれが去ったときレガリス司教は、僧侶やかれの町のパーゲンスと一緒に、同様な誓約をした……

ブレトン地方の豪族の Warochus は代代の豪族であるが、王権に反抗を繰り返すので、Guntramnus 王が征服に出兵した。そして、Warochus は一時的には講和を承諾し、Warochus は人質と贈物によって誓約し、司教は、僧侶と pagenses *urbis* とともに誓約しているのである。しかし、間もなく、この誓約は破られ、再び、反抗をくりかえすのであるが。

この章における pagenses とは、辺境の豪族 Warochus の支配下にあるとは言え、明らかに王権に反抗する団体・組織に対する名称であり、講和の誓約の代表者 (あるいは、司教が代表で、その証人として立ち合う人人) になるものであったことを知るのである。さらに付言すれば、pagenses *urbis* という表現も、やや気になるところであり、pagenses villae とか cives urbis とか、pagenses ducatus なら理解しやすいのであるが、わざわざ pagenses *urbis* とした理由は、pagenses に pagus の人 (この場合、pagus に村とグラーフシャフトの両者を考えているが) というだけでない意味を持っているものと思われるのである。しか

し、ここでは推論の域を出ない。

以上のように pagenses の3つの用例があった。その結果、フェーデを組織する場合が一例、権力に対する直接的反抗の事例が二例あったことになる。フェーデも、領内治安を志す為政者の側からみれば間接的な反抗になるものであり、事実、国王権力も教会も、その治安維持のためフェーデの鎮圧を試みているのである。このように考えれば、pagenses には、権力に対する直接的・間接的な不穏分子の総称の意味も含まれているということになる。このことは、pagenses が、そのまま反乱の組織であると定義できるという意味ではない。主張したい点は、pagenses という語の背後には、王権に対して批判的な団体を言う場合が認められるのではないかと言うことであり、pagenses の本来の意味が、「村の仲間」ということであるからには、それは地縁的・自生的な社会の組織であり、日常生活の維持のため必須不可欠の組織というようなポジティブな内容であるとは言えないとしても、権力の側から強い圧迫が加えられた場合、それに対応して発動するというネガティブな意味での自生的・自衛的人民集団ではないかと思うのである。このような意味での隣人関係を持つ社会組織であると思うのである。

次いで「フランク史十巻」の中にある amicitia について考察してみたい。amicitia という語の辞書的な解答は、友人とか友好関係とか言うような倫理的表現なのであるが、「フランク史」を綿密に検討すれば、単純な倫理的・抽象的な関係を示すにとどまらないで、何か特有の実体を持つ言葉に思えてならないのである。私は別の機会に、「伝フレデガリウス年代記」の中にある amicitia について分析したことがあった。その際「伝フレデガリウス年代記」の

中の amicitia は、「フランク史十巻」の中では、fides et caritas というように用いられており、両史書の amicitia は同一内容を持ったものではないと述べたことがある。⁷⁾ もちろん、このことは amicitia のみに限られたものではなく、時代をへだてる二つの史書を、単純に比較することは許されないという極めて重要なまた同時に、非常に興味を唆られる初期中世史研究上の問題点を指示しているところでもあるが、それでは、「フランク史十巻」の amicitia は一体何を意味しているかということについての研究は保留されたままであった。今の機会に、それを補う意味も含めて考察を進めたいのである。

第1例(フランク史、第7巻、第47章)585年
……Quod cum Sicharius audisset, qui
amicitias cum presbitero retinebat,……
arrepta arma ad ecclesiam petit……

〔試訳〕このこと(司祭の家僕が不正に殺害された事件)をシカリウスが聞いたとき、シカリウスは、司祭と amicitia にあったが、……武器を取って教会に行った。

この章は pagenses 用例でも触れたところなので全体の意味は略すが、⁸⁾ 要するに司祭という聖職にあるものが、自分の家僕(puer)を殺害されたとき、聖職者みずからがフェーデ権を行使することができないため、amicitia の関係にあった Sicharius が代りに加害者に対して報復を試みるという意味なのである。問題は amicitia が「フェーデの仲間」という意味を持つということである。amicitia という語は、ローマ時代においては do ut des の関係を基礎とした友情関係であったが、⁹⁾ 「伝フレデガリウス年代記」では国際的修好関係、政治上の同志的結合関係、有力貴族と家臣の間の主従関係

7) 「フレデガリウス年代記における貴族制の発展について」広島大学文学部紀要 第21号(1962) 157頁以下。

Vgl. W. Fritze; Die Fränkische Schwurfreundschaft der Merovingerzeit. Ihr Wesen und ihre politische Funktion, ZRG., Germ. Abt., Bd 71, 1954, S. 74ff.

8) 22頁参照のこと。

(あるいは有力貴族と小貴族との間の臣従関係)を示しているように、amicitiaの初期中世的な意味が次第に明らかになっているのであるが、ローマ的なものと初期中世的なものとの中間に立つ「フランク史」においては、フェーデに参加することを当然のことと考えさせる不穏な内容を伴う強い個人的な社会関係を示すようである。ということは前述したごとく、国王も教会も Rache の拡大された反復現象をとまなうフェーデを好ましいものと考えたことは決してないのであって、鎮圧・調停を試みるわけであるが、そのような状態の中でのフェーデは、これだけで、直接的に反権力的行為とは言えないであろうが、しかし、その中に権力無視の姿勢が秘められていることは否定できないところである。しかも、それが個人的なものだけでなく、pagenses を含み、amici を含み、和解調停の試みを無視したもの¹⁰⁾であるからには、いつ、どこで、反権力的行動に転化するかも知れないエネルギーを内に持つものであろう。このような組織をamicitiaと言ひ、その関係に立つものをamiciと呼んでいるのである。

第2例(フランク史、第10巻、19章)590年

……Dic mihi, O episcopo, quid tibi visum fuit, ut, relicto rege, in cuius urbe episcopati honus fruebaris, Chilperici regis *amicitias* subderis,……
〔試訳〕……司教よ、あなたは何故に、あなたが司教職を持っている町の国王を捨てて、キルペリクス王のamicitiaに入ってしまったのですか、私にお話し下さい……

この章では、国王キルデベルトスの領土内であるランスの司教エギディウスが、自国の国王

と激しい対立・抗争の関係にあるキルペリクス王との極秘の関係としてのamicitiaを結んでいたことが発覚し、裁判され、司教職を剝奪され、私有財産を没収されるという記述がみられる箇所であるが、実は、この意味のamicitiaがこの章の中の3カ所で同一の内容で用いられているのである。

…Quid fuerim amicus regis Chilperici, negare non potero, non tamen contra utilitatem regis Childeberthi haec *amicitia* pullularit.

〔試訳〕私(エギディウス)はキルペリクス王のamicusであることを否定しようとは思わない。しかし、この(キルペリクス王との)amicitiaはキルデベルトス王の利益に反しようとしてできたものではない。

……duo milia aureorum speciesque multas pro conservanda regis Chilperici *amicitia* accepisset.

〔試訳〕かれ(エギディウス)は金貨2000とその他を賜物を、キルペリクス王とのamicitiaを守るために受けとった。

これらの史実をみれば、おのずから理解することができるように、amicitiaは、決して単なる倫理的な関係を示すものではないのであり、このamicitiaは国王権力に反抗する国家的重罪を内容とするものであり、精神的なものではなく利害打算を計算に入れたもの、いや、より悪質な金品授受を伴う裏切り行為であり、その限りでは、ある意味で契約関係という方が、より適切な関係であったと思われるのである。みずからの司教職の所領安堵の文書を偽造して、amicitiaの形式的合法化を計ったりしたことなど、明らかに計画的な計算に基づいた権力闘争の一面をのぞかせているのである。教会

9) ローマ時代のamicitiaについて、W. Firtzeは、前掲論文において(S.79)次のように、M. Tullius Ciceroの言を引用している。„Amicitia est voluntas erga aliquem rerum bonarum cassa illius ipsius, quem diligit, cum eum eius pari voluntate“

10) Tours市民の間のフェーデの和解のため、初めに、iudico civiumにおいて調停を試み、失敗し、次いで司教グレゴリウスとiudex(Richter des Orts)の協同の調停(教会裁判権とグラフ裁判権の共同行使)が試みられ、失敗に帰するや、改めて、国王裁判に持ちこまれようとしたときに、神判によって裁かれた(フェーデに破れて結着がなかった)。

側としても、直接国王裁判にかけられることを好まず、全国司教会議を開き、自主的に審査をし、最終的な判決を国王が下すという裁判手続を取っていることなどは、この *amicitia* の持つ重大性を十分表わしているものと言えよう。

以上のように、*amicitia* の場合は、フェーデを内容とした *amicitia* と、反国王権力的な個人的密約関係を示す場合との両者を見ることができたのである。この場合は、地縁的な関係を持つ組織であると言うことは言えないのであるが、しかし、一見倫理的な表現にすぎないと考えられやすいものの中にも、当時の激動の時代をラテン語で表現するとまどいも含めて、重要な反権力的な社会関係を内蔵しているのではないかという確信を深めさせるようである。

では続いて、「フランク史」の中で言う *socii* について検討を加えてみたい。

第1例（フランク史、第9巻、第38章）589年
…*Huius enim consilii socius* pronuntiat esse Sunnegysilum comitem stabuli et Gallomagnum referendarium……

〔試訳〕この奸計の *socius* は、主馬頭の Sunnegysilus と会計官の Gallomagnus などであると言われている……

この章は、国王 Childebertus の側近の間で、王位簞奪の仲間を *socius* と言っているのである。これは明らかに国王権力に対する抵抗運動を示すものと解して良いであろう。

第2例（フランク史、第10巻、第5章）590年
……(*Animodus vicarius*) *causatus cum*

socio nec noxialis inventus, pacificatus cum eodem, redire ad propria iussus est, ……

〔試訳〕 (*vicarius* の Aminodus は) *socius* と一緒に審理されたが、無罪が明らかとなり、*socius* とともに許されて自領に帰ることを命じられた。……

この事例は、やや複雑な関係があり、R. Buchner 自身が、かれの訳書において、十分納得できない箇所であると言っている。しかし、私に言わせれば、Buchner の *socius* の概念が明らかでないため、翻訳において混乱を生じたものと思われるので、その点もあわせて考えてみたいのである。¹¹⁾

すなわち、かつて Chilperichus 分国王の *Stabuli* (主馬頭) であった Chuppa がツール市を掠奪した。この計画は事前に露見していたため市民は自衛組織を作り (この組織は *incolae* としか判明しない) 撃退した。しかし、Chuppa 自身は辛うじて脱出することができたが、その脱出が可能であったのは内通者がいるに違いないと審査が進められ、Vikar の *Animodus* が連行されたのであるが、その容疑者 *Animodus* に *socius* が同行しているのである。この *socius* は共同誓約 (*fideiussores*) とは異なることも文中から明らかである。その結果、嫌疑は晴れて旧位に復したのである。このときの *socius* は、(単数で扱われているから1人である) 万一、犯罪行為が立証されたときには死罪も覚悟しなければならない立場におかれていることは明白であり、*Animodus* の *puer* (家僕) でもなく *fideiussores* (共同宣誓者)¹²⁾ でもなく、官職上の関係も全くない特別の私的な関係であり、従来の法制史的概念の中

11) R. Buchner, a. a. O., S. 336, Anm. 4, 5.

12) ゲルマン的法観念によれば、*fideiussor* (*Bürgen*) というものは単なる保証人とか、証人とか言うものでなく、あくまでも、当人と責任を分かち合うものであった。このため *Eidgenossenschaft* に、特有のゲルマン的社会意識が含まれていたことは十分推察が可能であるが、当面の問題でないので、今は触れない。しかし、問題点は、召喚された本人と、責任を分与するような *fideiussor* が他方に居ながら、さらに、*socius* という別の社会関係が存在しているということである。つまり、当該事件において責任を分与するだけにとどまらず、全生命をかけた運命的社会関係の存在することに注目したいのである。

ではとらえにくい存在である。したがって、Buchner の理解を越えたものとなり訳出に困ったため——Buchner は、この socius をあるいは Chuppa と考えてみたり、あるいは審査にあたった Flavianus (domesticus) と考えてみたりしているが、いずれも文意を誤って正しく理解できないままでいるのである。これは、とりも直さず、Buchner に socius の概念が欠けているからに他ならないのである。Chuppa と Animodus の関係と Animodus と socius の関係は、明らかに別の次元においてとらえるべきであり、権力構造や法的概念でなく正に言葉通り、社会的関係においてとらえるべき存在であると思うのである。すなわち、生死の運命をともにしている非権力的な社会関係そのものであると思われるのである。

第3例 (フランク史, 第10巻, 第18章) 590年頃
 ……Haec cum dixisset, confestim saevis
 datus supplicii, diversos nominat *socius*,
 [試訳] かれがこのことを言ったとき、直ちに、ひどい拷問にかけられ、その他の仲間
 の名を言った。

この章では分国王 Childebertus (II) の刺客12名が Fredegunde 女王より発せられたが、露見したために刺客全員が捕えられ、自殺したり、殺害されたりするときの記事であるが、この刺客の仲間を socius と呼んでいるのである。つまりこの場合も反権力的行動をともにする関係をさしていることは明らかであろう。

さて、以上において、「フランク史十巻」の中に含まれている vicini (3例), Pagenses (3例) amicitia (2例) socii (3例) のおのおの場合の意味・用法を探ってみたのであるがこれらの事例の社会組織としての要因を、通して顧みるとき、直接政治権力に対抗する形で表われる場合 (A群) とその母胎ともいえるべき反権力的な可能性を内蔵する関係で示される場合 (B群) とに、さらに二つに大別されるのではないかと思うのである。

すなわち、

A群 (直接権力に抵抗する場合)

1. pagensesの第2例
2. pagensesの第3例
3. amicitia の第2例
4. socii の第1例
5. socii の第3例

B群 (フェーデの仲間、自衛の共同組織など)

1. viciniの第1例
2. viciniの第2例
3. viciniの第3例
4. pagensesの第1例
5. amicitiaの第1例
6. sociiの第2例

仮に、このように分類を試みてはみたが、多言を要するまでもなく、A群とB群の区分の境界は判然としたものではなく、見方によっては、他の分類の方法もあろうかと思われる。しかしながら、今、主張したいことは、このような社会関係が当時の混乱した時代において、かなり重要な歴史形成的な作用を持っていたのではないかということである。すなわち、A群的現象は、常にB群的組織を基礎過程として始めて理解可能となるのであろうし、また、B群的組織 (B群的社会関係) は、A群的現象を前提としたときにこそ、その真の意義をにないうるのではないかと考えられるからである。古代から中世への転換の時期といういわば混乱の時代の隣人関係は、あくまでも推察の域を免れないとはいえ、平和な時代の倫理的隣人関係とは異なった重要性を与えられ、法的・政治的・社会的に、そして恐らく経済的にも極めて重要な役割を与えられていると思われるのである。もっと積極的に表現することが許されるとすれば、権力を直接握っていない被支配の側においては、新しい貴族制的支配体制の編成の途上において、隣人関係がかなり強力な作用を持っていたといえるのではないかと思うのである。したがって勅令発布という政策決定の際に、その中核部分と思われた vicini の相続権の制限を試み、やがて、事実上廃止していくことになったのではないかと思われるのである。しかし、こ

のことは、次の時代の隣人関係の変化をみることによって、一層明らかに立証しようのではないかと思うのである。

第4章 伝フレデガリウス年代記における隣人関係について

メロヴィング時代という古代から中世にいたる激動の時代に、政治的・経済的・社会的な諸方面において、新しい時代＝中世の諸構造の原型が作られつつあったということはいうまでもない。そのメロヴィング時代について、「フランク史十巻」によって大体6世紀を中心に検討を加えたのであるが、それに続く時代については、断片的に法史料によって間隙をうめて行くほかに、7世紀から8世紀にかけては「伝フレデガリウス年代記」に注目しなくてはなるまい。¹⁾

しかしながら、この「伝フレデガリウス年代記」という歴史叙述には多くの謎が含まれている。²⁾ 叙述の簡潔さ、綴字の変化等いろいろの点で、歴史叙述として問題にすべき点も多いのであるが³⁾、そのことは本論の課題ではないので、限られた史料しか持ち得ない時代の研究にとって、貴重な文献である「伝フレデガリウス年代記」の中から、隣人関係を想定させる事項を選んで検討を加えて行きたいのである。

まず、伝フレデガリウス年代記を通観して留意すべきことは、vicinus という表現に関して「フランク史十巻」と著しい対比をみせるとこ

ろであるが、いわゆる名詞として「隣人」を意味している用法が、まったくなくなっており、形容詞としてのみ用いられているということである。例えば gentes vicinas とか vicina regnum というような用い方であって、隣人そのものを指示していることはほとんどみあたらないということである。確かに、これは偶然であるかも知れない。しかし、6世紀には勅令において制限しなければならなかった隣人問題は、もはやまったく問題にならないばかりか、意図的に避けて用いられているのかも知れないと思わせるのである。時代の変遷とそれに対応する叙述の意識の移行を考えさせるところである。⁴⁾

したがって、第3章で試みたように、隣人意識を拡大して、pagenses, socii, amicitia という語がどのように用いられているかという検討に入りたいのである。これらの事例は、かなり発見することは可能である。

しかし、さらに条件づけられていることは、「伝フレデガリウス年代記」そのものの史料的性格から来るものであるがこの史書は、中世的歴史叙述意識を強く打ち出した最初の歴史叙述であるということが言えるのではないかと思うのであるが⁵⁾、このことが、叙述された内容を分析する場合にはかなりの困難な条件を与えるのである。いうまでもなく中世的な叙述においては、なまなましい人間の現実的生活を記述することよりも、抽象的・観照的な、非現実的な

1) *Chronicarum Quae dicuntur Fredegarii Scholastici Libri IV cum Continuationibus*, M. G. H., *Scriptores* Tom. II.

なお、独訳本として、*Die Geschichtschreiber der deutschen Vorzeit; Bd. II, Die Chronik Fredegars und der Frankenkönige*, übers. v. Otto Abel を参照した。

なお、この「伝フレデガリウス年代記」は第1巻から第3巻までは、「フランク史十巻」と重複するので、直接検討を加えたのは、第4巻とその続巻である。

2) S. Hellmann; *Das Fredegar-Problem*. *Historische Vierteljahrschrift* 29, 1935, in., *Ausgewählte Abhandlungen* "herausgegeben von H. Beumann, 1961. S. 103.

3) Anna-Dorothee v. den Brinken, *Studien zur Lateinischen Weltchronistik bis in das Zeitalter Otto von Freising*, 1957, S. 98.

J. M. Wallace-Hadrill, *The Fourth Book of the Chronicle of Fredegar*, 1960.

4) 同様のことは、*Capitularia regum Francorum* (M.G.H. LL. Sectio II, Tom. I) においても言えるのである。なお、本論においては、法史料は取り扱っていない。

5) 拙著、「初期中世における歴史叙述の一考察——「フランクの歴史・十巻」と「伝フレデガリウス年代記」の比較研究」*史学研究*, 第92号, 33頁参照。

叙述に重点がおかれることになり、このことは叙述をできるだけ簡単に明快にしてしまい、単純に虚飾を捨てて事実のみを記して行くという方向を取ることになったのである。もちろん、このこと自体は歴史叙述から言えば発展ととらえられるべきであろうが、その内容を構造的に分析して行こうとする場合には、多くの欠点を持っていると言わざるを得ないのである。そこで、本章においては、考察し得る事例は *pagenses* 1例、(IV.43) *amicitia* 2例 (IV.45, 85) *socii* 1例 (*continuationes* 2) に限っておきたいのである。

*pagenses*について、(第4巻、第43章) 613/614年……*Qui (Herpo dux) dum pacem in ipso pago vehementer arripisset sectari, ……ab ipsis pagensibus, instigante parte adversa, consilio Aletheo patricio et Leudemundo episcopo et Herpine comite per rebellionis audaciam Herpo dux interficitur ……*

[試訳]

かれ (Herpo) は懸命に所領の治安を計り、叛乱を抑圧した。……しかし、所領の *pagenses* により殺害された。しかし、この *pagenses* は、[Herpoの] 反対派である *Patricius* の *Aletheus*、司教の *Leudemundus* そしてグラーフの *Herpinus* の盟約によって、叛乱を扇動されたのであったが……

612年にはアウストラシア分国王の *Theudebert II* が死に、ブルグンド分国王の *Theuderich II* も613年には死亡し、かの有名な女王ブルニヒルデも613年には没し、メロヴィンガの家系を継ぐのはクロタリウスIIのみとなり、再統一されることになったのであるが、そのクロタリウスIIはフランク統一の実力を背景にして、ゲルマン人である *Herpo* を *dux* に任命したところ、*patricius*, *episcopus*, *comites* とあらゆる有力貴族の反対にあい、かれらによ

て扇動された *pagenses* によって殺害されたという記事である。この場合、引用文において明らかであるように、*Herpo* の統治領を *pagus* と呼んでいるのであり、*dux* の所領を指している。したがって、*Pagus*=*Grafschaft* とおいた *G. Waitz* の理論のとおりには行かないとしても、⁶⁾ *pagus*=*dux* の所領であり、*pagenses*=*dux* の統治下にある人民というように官職に対する所領の領民を指すことになったのかも知れない。しかしながら、領民の反乱という事実が指摘できるということは否定できない。しかも、この反乱の結果が、そのまま王権によって承認されたのではなく、国王はすぐ兵を出して、反乱を鎮圧してしまったのである。

これらのことから言えることは、*pagus* とそこに住む領民=*pagenses* との関係が、もはや明白なものとなり、ある意味で反乱の主体となるものであったものが、王権の強化とともに6世紀に持っていた意味を次第に弱めつつあるとすることができるのではないかと思われるのである。そして、反乱それ自体も、すでに実効を持ち得なくなってきたということになるようである。別言すれば、反乱ということ自体、王権 (またはその代行者) と王権に批判的な勢力 (*pagenses* を含んで) の抗争は、6世紀におけるがごとく、支配・被支配という垂直の関係でなく、貴族権相互の間の暗闘という水平の関係に次第に切りかわりつつあるとすることができるのではないかと思うのである。

amicitia について

I) VI. 45. 617/618年頃

……*Chlotharius ipsa tributa ad parte Langobardorum cassarit et amicicium perpetuam cum Langobardis sacramentis et pactis firmarit……*

[試訳] クロリタウスは、ランゴバルドに対する (年年の) 貢納金を免除し、ランゴバルドとの永遠の友好関係を誓いと文書によって定めたのである……。

6) 第3章、注⑤参照

この例は、「フランク史」の *amicitia* の概念では見るこのできなかつた国際的修好関係の観念が入ってきていることに注目しなければならない。⁷⁾ このことはすでに述べたことがあるので、今は触れないことにするが、6世紀の *amicitia* と7世紀初頭の *amicicia* の内容に大きな変化が生じていることに注目したいのである。

II) IV. 85. 640年頃

……Pippinus cum Chuniberto, sicut et prius *amicicia* cultum in invicem conlocati fuerant, et nuper, sicut et prius, *amicicia* vehementer se firmiter perpetuo conservandum oblegant,……

〔試訳〕 (maior domusの) ピピンは、(ケルンの司教の) クニベルトと、以前から *amicicia* の関係にあったが、今あらためて永遠の *amicicia* を守ることを定めた…。

この例は、国王ダゴベルトが死んだ後に、(639年) ピピンが実力者として登場してくるところであるが、これは王位が安定し、政情の不安を感じないときには、いわゆる私的な *amicicia* であつたに違いないものを、政情が不安になったとき、政治的同志としての *amicicia* に切りかえているということを示している。なお付言するに maior domus Pippinus は間もなく死亡するのであるが、その子と Chunibertns との間の *amicicia* に移行していくのであり、単なる私的なものでなく、個人間の倫理的感情によるものでなく、あくまでも政治上の同志的結合といふことができるのではないかと思うのである。

このように、「伝フレデガリウス年代記」の中でみられる *amicicia* は、それが国際的なものであれ、個人間のものであれ、単に倫理的なものでもなく、個人的なものでもなく、また時に応じて発動するようなネガティブなものでもなく明らかに、ポジティブに政治的な概念を内容と

しているものであり、政治的な同志的結合関係を具現するものであることを明白にしてきているのである。また、それは権力に対抗するべく形成されたものではなく、みずからの権力の維持・抗争の手段として水平的に結合されたものであると言ふことができると思ふのである。

socii について

Continuationes 2, 673年頃

…Ebroinus hec audiens has dissnisones, consilio accepto, Francos in vicem discordantes, convocatis in ausilium *sociis*, ……cum multo comitatum exercituum… in Francia regreditur,……

〔試訳〕 Ebroinus がこのようなフランク人相互で争っているという不和を聞いたとき、かれの *socii* を集めて相談し、多くの軍隊を集めて、フランクに帰って行った…。

この例は、673年ごろ王位の変動がはげしく、フランクに治安が得られにくくなったとき、一時追放され幽閉されていた Ebroinus (maior domus) が再興を計り、同志を集めて挙兵するという箇所であるが、これも前後の関係から明らかであるように、メロヴィング末期の貴族間の争いが中心であり、その争いのための同志的結合を *socii* と言っているものであり、権力の争奪が中心の課題であつて、権力そのものに対する抵抗運動であるとは言えないようである。

以上のように、7世紀以降になると、国内の統治機構が次第に整備されて、政治構造も軌道に乗ってきたためか、6世紀において指標を求めた隣人関係は、7世紀においては、ほとんど姿を消していることを知るのである。別言すれば、初期中世における貴族の支配関係が次第に貫徹し始めて、萌芽期の貴族権力対隣人関係の対抗関係は、今では貴族相互の権力闘争におきかえられて行きつつあるといふことができるのではないかと思われるのである。したがつて、

7) W. Fritze, a. a. O S. 78.

かつて隣人を構成し、それ自体重要な意味をになっていた社会組織は、成長し始めた初発期の貴族権力との対抗関係において、とらえることのできるものであり、その意味では、初発期の貴族権力の課題は、自生的な隣人組織をいかにとらえるかということにおかれていたのではないかと想定させるのである。しかしながら、その段階を越え、隣人組織をみずからの権力下に再編成し終えた7世紀の有力貴族においては、もはや史料にとらえられる限りでの対立抗争は、貴族相互の権力闘争に転化してきてしまったのであり、真の意味での階級対立が明白になってきたと思われるのであるが、その意味の新しい対立関係は、上からの史料である法史料や歴史叙述では次第にとらえられない存在となっていたのではないかとと思われるのである。

第5章 おわりに

さて以上のようなたどたどしい検討から次のことが言えるのではないかと思う。

すなわち、キルペリクス勅令にみられる隣人 *vicini* は、すでに民族的交流がある程度進み、社会の再編成が、緒についた時点でもあろうが、政治権力の不安定さは、かくすことのできない事実である。その時代に、民衆の自己防衛的組織として、相互に相続権までも認め合うような強力な隣人組織が存在したということは認めざるを得ないであろう。その時代には、民衆の生活を守り、新秩序形成のための史的役割を果たしていた隣人組織は、新しい封建的貴族勢力を中心とする政治体制の整備の度合いに応じて、批判的になり、抵抗的作用を多く持つようになり、そのために新しい権力構造の中ではきわめて不安定な様相を持つことになったのでは

ないかと思うのである。そのため、キルペリクス勅令で切り崩しを始められた隣人組織は、グレゴリオスの「フランク史十卷」では、残骸を辛うじてみとめられるのに反し、「伝フレデガリウス年代記」では、ついにその姿を見出すことはできなくなってしまおうようである。

つまり、権力に抵抗する民衆の組織としての隣人関係は、見失われることになるのであり、民衆の抵抗は別の次元でとらえなくてはならなくなるようである。

別の言葉でいえば、隣人関係一般というものは、それ自体では、普遍的な意味での歴史の形成者としてはたす役割は大きいものであるとはいえないと思う。そのかすかな存在にも、多くの推論と仮説によってしか認めにくいものであろう。それ自体が自己主張して、積極的に時代を作っているという問題ではないであろう。人間の社会意識として、隣人関係というものは、極めて素朴な性質のものであって、強い政治権力や経済的支配の前では、もろくも崩れ去っていくものであろう。しかし、それだけに、人間が生きていくためには、欠くことのできない作用をもっていると思われ、政治権力の不安定な時点においてこそ意味のある存在であったと思われるのである。

このように、中世のきわめて早い時代＝生活の不安を伴う混乱の時代には、一時その姿をあらわした隣人組織が、社会の安定化とともに史料から消えていくという運命をたどれるのではないであろうか。

なおこの問題をより鮮明にするためには、同時代の法史料全体を見渡す必要と、ローマ末期の諸事情を検討する必要があるのであるが、この問題は別の機会にゆずることにした。

Das Bewusstsein Der Nachbarschaft Und Ihre Entwicklung Im Fruhen Mittelalter

S. SAKATA

Abkürzung

In der Übergangszeit vom Altertum zum Mittelalter, die politische Struktur und wirtschaftliche Organisation wurde die Lage in der Verwirrung gebracht. Es herrschte allgemeine Unruhe des Lebens wegen dieser Unordnung. Besonders, die wandernde Germanen führen ein unsicheres Lebens.

Dann, die Nachbarn (vicini) hatten die grosse Bedeutung, aber in Anfange des 6. Jahrhunderts, die Nachbarschaft und die steigende Adelsherrschaft wurden im Gegensatz gefallen, und das Erbrecht der Nachbarschaft wurde beschränkt vom Edictum Chilperici (561—584).

Aber, der Widerstand der Nachbarschaft gegen die Politik der Adelsherrschaft folgte hintereinander bis zum Ende des 6. Jahrhunderts (in Gregor von Tours' HISTORIA FRANCORUM).

Wenn die Adelsherrschaft, trotzdem, festgegründet wurde im 7. Jahrhundert (in die CHRONIK FREDEGARS UND FORTSETZUNG), es scheint mir, als ob die Nachbarschaft unsichtbar würde.